

福島県環境基本計画の進行管理について

平成25年9月11日
生活環境総務課

1 関連規定（抜粋）

(1) 福島県環境基本条例

（年次報告書）

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

(2) 福島県環境基本計画【第4次】（平成25年3月改定）

第6章第2節 1 計画の進行管理

- 毎年度、環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況（本計画における環境指標の達成状況を含む）を環境白書として公表します。
- 環境白書は、福島県環境審議会に報告し、進行管理を行います。

2 福島県環境基本計画の進行管理の方法について

(1) 環境白書の作成

環境基本計画の施策体系に沿って、前年度における指標・事業の実績や環境の状況、並びに当該年度における事業等を白書として取りまとめる。

(2) 福島県環境審議会への報告

環境白書を福島県環境審議会に報告し、審議会委員からの意見を今後の事業展開に反映させていく。

3 進行管理のイメージ

